

○興行場の公衆衛生上必要な基準に関する条例

昭和五十九年六月十四日

山口県条例第十七号

興行場の公衆衛生上必要な基準に関する条例をここに公布する。

興行場の公衆衛生上必要な基準に関する条例

興行場について衛生上必要な措置の基準に関する条例(昭和二十三年山口県条例第七十八号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二条第二項及び第三条第二項の規定に基づき、興行場の公衆衛生上必要な基準について定めるものとする。

(許可の基準)

第二条 法第二条第二項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 換気のための十分な構造設備を有すること。
- 二 天井は、規則で定める高さ以上の高さを有すること。
- 三 次に掲げる要件を備えた観覧場を有すること。
 - イ 規則で定める入場者一人当たりの占有面積を勘案して入場者の観覧及び移動に支障がない広さを有すること。
 - ロ 最下階の床は、規則で定める防湿上有効な構造設備を有すること。ただし、仮設の興行場にあつては、当該興行場の設置の場所の地形その他の状況によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。
 - ハ 規則で定める照度以上の照度を得ることができる構造設備を有すること。
 - ニ いすは、規則で定める幅以上の幅を有し、かつ、入場者の移動に支障がない間隔で配置されていること。
- 四 観覧場と区分された場所に喫煙所を有すること。ただし、興行場の形態によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。
- 五 適当な場所に飲用に適する水を供給することができる洗面所を有すること。ただし、仮設の興行場にあつては、この限りでない。
- 六 次に掲げる要件を備えた便所を有すること。
 - イ 男子用及び女子用に区分され、かつ、適当な広さを有すること。
 - ロ 水洗式であること。ただし、敷地の狭小その他やむを得ない理由があると認められ

る場合において、規則で定める構造設備を有するときは、この限りでない。

ハ 規則で定める数の便器を有すること。

ニ 適当な場所に流水式の手洗い設備を有すること。

七 ごみ箱その他の規則で定める設備を有すること。

(営業者の講ずべき措置の基準)

第三条 法第三条第二項の条例で定める入場者の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 構造設備を定期的に点検し、適正に使用できるように整備すること。

二 入場者の利用する場所を清掃し、衛生的な方法によりごみ及び汚物を処理すること。

三 入場者の用に供するいす、座布団その他これらに類するものを衛生的に保つこと。

四 悪臭が発生しないように便所を維持管理すること。

五 ねずみ、昆虫等の防除を計画的に行うこと。

六 接客の業に従事する者の健康診断を定期的実施すること。

(規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第二条第一項の規定による許可を受けて興行場を営んでいる者の当該興行場については、第二条及び第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。